

# 石川県公報

令和元年9月24日

第13242号（火曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

公 告  
○県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告  
(農業基盤課) 1

○令和元年度砂利採取業務主任者試験公告（河川課） 1

## 公 告

### 県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を令和元年9月25日から同年10月25日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）この決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和元年9月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	地区（工区）名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 （耕作放棄地防止型）	柳田中央地区 （米山工区）	換地計画書の写し	石川県奥能登農林 総合事務所 土地改良部計画課
〃	柳田中央地区 （笹川工区）	〃	〃

### 令和元年度砂利採取業務主任者試験公告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和元年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和元年9月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 試験の日時

令和元年11月8日（金）午前10時から正午まで

#### 2 試験場

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎8階 801会議室

#### 3 出願に関する書類の受付期間

令和元年10月1日（火）から同月31日（木）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、同日までの消印があるもの限り受け付ける。）

## 4 出願に関する書類の提出先

各石川県土木総合事務所維持管理課又は各石川県土木事務所維持管理課

## 5 その他

試験要領の請求その他詳細についての問合せ等は、石川県土木部河川課又は各石川県土木総合事務所維持管理課若しくは各石川県土木事務所維持管理課へすること。